

会議の名称	総務委員会 協 議 会	開催月日・令和7年3月19日 開会時間・午前・午後1時03分 閉会時間・午前・午後1時38分
出席者	南谷 清司 山田 紘治 南谷 佳寛 川柳 雅裕 原 一郎 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏	
傍聴者	花村 隆 藤川 貴雄 後藤 徹	
説明のために出席した者	石黒副市長 吉村市長室長 堀総務部長 山並企画部長 伊藤市民協働部長 三輪健福祉部長 熊崎子育て・健幸担当部長 加藤産業振興部長 藤井建設部長 奥田消防長 不破教育委員会事務局長 太田総務課長 福田総務課長補佐 伊藤管財課長 入山庁舎管理担当課長 立松管財課長補佐 岩田職員課長 田中総合政策課長 林財務課長 中島財務課主幹 上野総合政策係長 岩田生涯学習課長 大橋生涯学習課主幹 柴田スポーツ推進課長 伊藤高齢福祉課長 高田子育て・健幸課長 河田商工観光課長 浅野商工観光課長補佐 安田農政課長 上坂土木監理課長 小川土木監理課長補佐 渡邊都市計画課長 入江消防総務課長 山田救急指令課長 小川教育政策課長 稲葉教育政策課長 高橋学校教育課長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	1 付託案件の審査 ○議第30号 羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）について ○議第34号 令和6年度羽島市一般会計補正予算（第12号） ○議第11号 羽島市附属機関設置条例の一部を改正する条例について ○議第12号 羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について ○議第13号 羽島市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について ○議第14号	

羽島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

○議第 15 号

羽島市電気自動車充電施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議第 16 号

羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議第 17 号

羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議第 18 号

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議第 19 号

羽島市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

○議第 26 号

羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議第 27 号

羽島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議第 33 号

羽島市副市長定数条例の一部を改正する条例について

2 その他

南谷清司委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案については、お手元に配付したとおりであります。

すでに説明が終わっておりますので、ただちに、質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。

また、執行部におかれましては、発言する前には挙手、マイクを使用し職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

最初に「議第30号 羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）基本構想について」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

河崎委員

2ページについて、計画期間は市長の任期に合わせ、1期当たり4年間とありますが、もし万が一、市長が任期途中で交代するようなことがあった場合は実施期間も変更するのか、お聞かせください。

次に6ページの将来都市像について、「未来へつなぐスマイル羽島」とあるが、なぜこのキャッチコピーなのかご説明をお願いします。

次に8ページの土地利用方針について、「広域交通拠点としての立地特性を生かし、企業立地の促進を図る」とありますが、どのような施策によって企業誘致を考えているのかお聞かせください。

次に12ページの子育てについて、「誰もが安心して出産し、乳幼児期から学齢期以降」とあるが、学齢期以降の以降とは何歳までをさしているのかご説明ください。

同ページの学校教育について、「こどもたちの願いを実現するため、学校施設・設備の維持管理、防災教育の推進、働き方改革の推進など」とあるが、こどもたちの願いを実現するための働き方改革の推進とは何を意味しているのかご説明ください。

13ページの生涯学習について、「学びの成果を自ら確かめ様々な分野に発信する「学修」の仕組みづくり」とあるがどのような仕組みを作っていくのかお答えください。

15ページの観光・交流について「効果的かつ効率的な情報発信等による誘客を推進し、観光振興に取り組みます。」とあるが、これは具体的に何年度に何人の誘客を目標とし

総合政策課長

ているのでしょうか。現状の誘客数値も併せてご説明ください。

16 ページの防災について、「水防演習の実施」とあるが、演習内容についての精査や内容の充実など、どのように考えているのかお答えください。

2 ページについて、羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）につきましては、社会情勢等の変化等に伴い、計画の見直しが必要となった場合には、その都度柔軟に見直しを行うこととしております。

仮に議員がお尋ねの事態が生じた場合には、必要に応じ、計画期間を含め、内容について見直しを行ってまいります。

6 ページの将来都市像につきましては、市を取り巻く社会情勢や市民の皆様が望むまちの姿等を踏まえ、設定しております。

今後一層進展する人口減少・少子化・高齢化や誰も取り残されない社会の推進、安全・安心の確保、DX・GXの推進等の社会情勢への対応が求められるなか、市民の皆様が望むまちの姿として、「誰もが元気に暮らせるまち」や「子育てしやすいまち」、「快適で暮らしやすいまち」、「活力やにぎわいのあるまち」、「市政への参加・参画機会の拡大」等の意向がございました。

これを踏まえ、羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）基本構想におきましては、市民をはじめ、多様な主体との協働や他自治体との連携の深化により、「次代を築くひと・産業・まちを育み、誰もが住みよい街」を目指すこととし、これを表す将来都市像として「未来へつなぐスマイル羽島」を掲げております。

8 ページについてですが、本市では、東海道新幹線岐阜羽島駅及び名神高速道路岐阜羽島インターチェンジの2つの広域交通拠点を併せ持つ立地特性を積極的に情報発信するとともに、立地を希望する企業に対し、地権者や関係機関等との各種手続きへの支援や、立地に係る優遇措置を講じることにより企業誘致を図っております。

立地に係る優遇措置といたしましては、市独自の措置として、羽島市企業立地促進条例及び羽島市岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条例に基づく、奨励措置を講じております。

また、地方拠点強化税制として、東京23区から地方へ本社機能を移転する企業や、地方において本社機能を拡充する企業等で、都道府県から施設整備計画の認定を受けた企

子育て・健幸課長	<p>業に対しては法人税の優遇措置が設けられております。本市においては、駅周辺地域やインターチェンジ周辺をその対象区域とし、立地を促しております。</p> <p>こうした取り組みを通じ、引き続き企業誘致を推進してまいります。</p> <p>12 ページの子育てについてですが、一般的に「学齢期」とは、満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を指しております。</p> <p>一方、令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、また、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども大綱」では、「18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものの」と説明され、「こども」を一定の年齢で明確に区切っておりません。</p> <p>この「こども基本法」の趣旨に鑑みて、該当の箇所においても、支援が必要な期間を一定の年齢で区切らず、「学齢期以降」と表記しております。</p>
学校教育課長	<p>12 ページの学校教育について、教職員の働き方改革の推進において、教職員の時間的余裕を生み出すことで、児童生徒とかかわる時間を確保するとともに、学級づくりや教材研究など、研修・研鑽し、より質の高い授業や教育相談につながるものと考えております。このように教職員がこどもたちにしっかり向き合うことで、こどもたちの願いや目標を実現するための支援につながると考えております。</p>
生涯学習課長	<p>13 ページの生涯学習について、学びの成果や身に付けた知識・技術等を活かし講師として講座を開設していく仕組みづくりを進めてまいります。</p> <p>具体的には、講座を開設するためのノウハウを学ぶ機会、ノウハウを踏まえて実際に市民向けの講座を実施する機会、実施した講座を振り返る機会、これらを一連の仕組みとして展開していきます。この仕組みにおいては、大学教授からの助言をいただくことも考えております。</p> <p>また、事後においても地域で活躍していただけるよう、活躍の場を紹介するなどの支援をしてまいります。</p>

商工観光課長	<p>15 ページの観光交流について、羽島市または羽島市観光協会が主体的に関わっている観光イベントの年間入込客数を指標としており、現状値の令和 5 年度入込客数は 284,100 人です。第六次総合計画基本構想の策定に用いた羽島市将来人口推計報告書によると、本市における令和 6 年の推計人口は 6 万 6,538 人、令和 10 年は 6 万 4,920 人で、5 年間で約 2.4%の減少が見込まれています。</p> <p>そのような中で、現状値である 284,100 人の入込客数を維持しつつ、さらに約 2%の増加を目指し、令和 10 年度の目標値を 290,000 人としております。</p>
土木監理課長	<p>水防演習の内容につきましては、水防役員会において団幹部と協議のうえ、積み土のう工、釜段工、月の輪工などを中心に実施する水防工法を選定しています。</p> <p>また、近隣水防団が実施する水防演習の視察を行い、水防工法の知見を広げるとともに、国土交通省が主催する「木曾三川連合総合水防演習」などに参加し、新工法の訓練も行っておりまいます。</p>
南谷清司委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 30 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 30 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に「議第 34 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
河崎委員	<p>16 款 2 項 2 目物品売払収入について、消防車を売り払うことによる収入とのことだが、この売買単価の決定方法はどうかだったのか、また、その価格は適正であったかについ</p>

消防総務課長	<p>て質問いたします。</p> <p>消防車両の更新により不要となった2台を指名競争入札により売却、その価格は適正であったと考えております。</p>
河崎委員	<p>9款7項1目保健体育総務費について、FUKUJU スポーツパークのテニス場と多目的広場の利用料収入減による補填とのことですが、その理由は何だったのでしょうか。</p>
スポーツ推進課長	<p>FUKUJU スポーツパークテニス場照明器具のLED化のための更新工事及び多目的広場改修工事に伴い、テニス場及び多目的広場を利用停止したことにより、指定管理者に利用料の収入減少が生じたためでございます。</p>
河崎委員	<p>補填の負担金80万2,000円の算出方法はどのような形ですか。</p>
スポーツ推進課長	<p>工事に伴う施設の利用停止期間は、テニス場が昼夜、令和6年12月9日から令和7年2月16日までの70日間。夜間の利用停止が令和7年2月17日から同月28日までの12日間。多目的広場の利用停止が令和6年12月16日から令和7年2月28日までの75日間でございます。</p> <p>前年度、同期間のテニス場及び多目的広場の利用料収入額が94万5,040円であったことから、ここから施設利用停止に伴う電気代の収入見込額14万2,245円を差し引いた額を千円未満の切り捨てを行い、補填するための負担金802,000円を算出しております。</p>
南谷清司委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第34号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 34 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>ここで、関係者以外は退席していただいて結構です。</p> <p style="text-align: center;">〔執行部関係部署以外退席〕</p>
南谷清司委員長	<p>次に「議第 11 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 11 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 11 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に「議第 12 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 12 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 12 号は原案のとおり可決することに決しました。</p>

原委員	<p>次に「議第 13 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>議案書 25 ページについて、提案理由には、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、羽島市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するとありますが、このたびの法改正の目的についてお聞かせください。</p>
総務課長	<p>今回の法改正は、受刑者の処遇の充実を図るため、刑務作業が義務付けられる懲役刑と、刑務作業が任意である禁錮刑を統合し、拘禁刑を新設したものです。</p> <p>拘禁刑では、例えば、教育を十分に行うべき若年者に対しては、作業を減らすことで改善指導、教科指導を行うことが可能となったり、高齢者や障害者についても同様に、その特性に応じた作業以外の改善指導を行うことが可能となるなど、受刑者の特性に応じたきめ細やかな指導、支援を行うことができるようになります。</p> <p>このように受刑者の更生を促進し、社会復帰を支援することを目的として法改正が行われたものです。</p>
南谷清司委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 13 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 13 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に「議第 14 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
原委員	<p>議案書 31 ページについて、提案理由には、行政手続のオ</p>

総務課長	<p>ンライン化等を推進するために、羽島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定するものであるとしておりますが、制定することにより具体的に何がかわるのかお聞かせください。</p> <p>今回の条例制定により、他の条例等において規定されている申請等の手続きについて、当該条例等の規定を改正することなく、オンラインにより、申請等の手続を行うことが可能となります。</p> <p>実際の手続のオンライン化につきましては、各所管部署にて順次検討・実施をしているところでございますが、今後の行政手続のオンライン化の推進に当たり、例規上の障壁が取り払われることにより、よりオンライン化が推進され、市民の利便性向上につながっていくものと考えております。</p>
南谷清司委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p>[発言する者なし]</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 14 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 14 号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に「議第 15 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
川柳委員	<p>電話で通告をしたつもりですが、分かる範囲でお答えいただければと思います。</p> <p>議案書 37 ページについて、この条例の廃止等の手続き上の扱いにおいては理解できるものと思料しております。</p> <p>ただし、地球温暖化、脱炭素化の一つの手段とされている電気自動車の普及と推進に、一時的な停滞や遅れが生じ</p>

管財課長	<p>ることは懸念すべきであると心配いたします。一刻も早い回復を望むところであると思う中で、質問です。</p> <p>公用車にはワゴンタイプの電気自動車がございます。この公用車の充電には問題がないのか質問いたします。</p> <p>市内には市が所有しているような急速充電器があと2箇所がございます。その内の1箇所です。現在充電を行っておりますので、今のところは困るようなことはないと思っております。</p>
南谷清司委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p>[発言する者なし]</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第15号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第15号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に「議第16号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
河崎委員	<p>議案書38ページについて、こちらの利用者の見込み人数はどの程度を想定しているのでしょうか。</p>
職員課長	<p>週休3日制度の利用につきましては、現時点では分かりませんが、まずは一部の職員が利用することで、制度の効果や運用上の課題を検証しつつ、利用者数の推移や職員からのフィードバックを踏まえ、今後の運用や改善に役立てたいと考えています。</p>
南谷清司委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p>[発言する者なし]</p>

南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
	<p>〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 16 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 16 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に「議第 17 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
	<p>〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
	<p>〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 17 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 17 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に「議第 18 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
	<p>〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
	<p>〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 18 号は原案の</p>

	<p>とおりに可決することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 18 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に「議第 19 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
河崎委員	<p>議案書 103 ページについて、教員特殊業務手当が月額 5,000 円、災害応急作業等手当が日額で 2,160 円の手当を支給することだが、この金額の根拠は何ですか。</p>
職員課長	<p>教員特殊業務手当及び災害応急作業等手当の金額について、それぞれの金額の根拠についてご説明いたします。</p> <p>教員特殊業務手当についてですが、この手当は教諭が通常の業務に加え、特に複雑で困難な業務を行うことを考慮し、その労力や負担に見合った補償を行う目的で設定されています。金額の決定にあたっては、近隣自治体や類似の制度を持つ他の組織などとの比較、及び市における他の特殊勤務手当との均衡を踏まえて検討した結果、月 5,000 円という額が適当であると判断いたしました。</p> <p>災害応急作業等手当についてですが、この手当は、国家公務員の特殊勤務手当であります災害応急作業等手当と同じ金額設定を行っております。</p>
南谷清司委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 19 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 19 号は原案のとおり可決するこ</p>

	<p>とに決しました。</p> <p>次に「議第 26 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 26 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 26 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に「議第 27 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
原委員	<p>議案書 147 ページについて、今回の改正の条例案の内容は、羽島市非常勤消防団員の退職報償金が勤続年数 30 年以上から新たに 35 年以上が追加されるとのことですが、条例の一部が改正されることにより、本市として期待される効果と、また、羽島市非常勤消防団員に定年はあるのか、お伺いします。</p>
消防総務課長	<p>この条例改正は、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から改正されるもので、より長く消防団員を継続していただける効果を期待しております。</p> <p>また、消防団員に定年制度はなく、年齢の上限はございません。</p>
南谷清司委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>

	〔発言する者なし〕
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 27 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 27 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に「議第 33 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
河崎委員	<p>追加議案書 3 ページについて、副市長を定数 1 人から 2 人以内にするとの改正案ですが、その理由は何でしょうか。また、2 人体制にする効果はどのようにお考えですか。</p>
職員課長	<p>副市長を定数 1 人から 2 人以内にする改正案について、その理由と効果についてご説明いたします。</p> <p>理由につきましては、現在、市は多岐にわたる行政課題に直面しており、特に 7 年度から始まる「羽島市みらい共創プラン第七次総合計画」の施策の展開や「こども子育て政策」、「防災減災」、「DX・GX」を重点的に推進することとしています。このほか、「市民病院の維持・経営改善」や「公共施設やインフラのマネジメント」など、幅広い分野で迅速かつ効果的な対応が求められています。これらの喫緊の課題に対応するため、副市長を 2 人体制とする検討をしています。</p> <p>効果につきましては、市長を補佐し、専門的な知識と経験を持つ副市長を 2 人体制とし、分野ごとに役割を分担し、迅速かつ的確な意思決定を行うことで、市の機能強化が図られるものと考えております。</p>
南谷清司委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p>
	〔発言する者なし〕
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
	〔発言する者なし〕

南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 33 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 33 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。これをもちまして総務委員会を終了いたします。</p> <p>なお、委員長報告についてはご一任願います。続いて協議会を開催いたしますので、関係者以外の方はご退席ください。</p> <p>〔執行部関係部署以外退席〕</p> <p>【委員会閉会＝午後 1 時 35 分】</p> <p>【協議会開会＝午後 1 時 36 分】</p>
南谷清司委員長	<p>続いて協議会を開催いたします。執行部からの報告をお願いいたします。</p>
財務課長	<p>3 月末での補正予算の専決処分について、この場をお借りしお願い申し上げます。</p> <p>令和 6 年度予算につきまして今後 3 月末までに確定いたします、地方交付税譲与税交付金などの補正につきまして、例年どおり 3 月末日付けで専決処分を予定しておりますので、あらかじめお知らせいたします。</p>
南谷清司委員長	<p>執行部は退席いただいて結構です。</p> <p>〔執行部退席〕</p>
南谷清司委員長	<p>次に委員会活動報告書について協議いたします。「活動報告書（案）」をご覧ください。議員間討議の際にお話ししたとおり、今年度の委員会活動のまとめとして、委員会活動報告書を作成いたしました。この内容について、ご意見があれば伺います。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>

南谷清司委員長	<p>では、委員会活動報告書はこのような形とし、3月中に市HPに公開したいと考えますが、よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷清司委員長	<p>それではそのようにさせていただきます。</p> <p>次に「視察報告書」と「提言書」について連絡いたします。こちらは12月の協議会で内容について協議いただき、タブレットに格納したとおり、作成が完了しております。</p> <p>こちらを3月定例会最終日に、議長以下の正副委員長会議のメンバーで、市長に手交する予定ですので、ご承知おき下さい。</p> <p>以上で総務委員会協議会を終了します。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">【協議会閉会＝午後1時38分】</p>